地域機能強化型 N 地域子育て支援拠点事業の概要

支援新制度」の円滑な施行への準備、②地域の子育て力の低下に対応するための「地域の子育て・親育て」の支援の両 ① 「子ども・子育 〇交流・相談などの基本事業を通じて得られた子育て親子とのつながりや相談援助の取組をもとに、 面を充実。

「地域機能強化型」を創設=「利用者支援機能」・「地域支援機能」を付加

[利用者支援]

子育て家庭が子育て支援の給付・事業の中から適切な選択を行うことができるよう情報の集約・提供などを実施し、子ども・子育て支援新制度の円滑な施 行を図る。

[地域支援]

世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働などを実施し、地域での子育て支援の基盤の構築・再生。 [専門性の強化対策]

職員の質の確保のための専門性の強化対策にかかる経費を補助額に上乗せ、

※新制度施行後は、「利用者支援」・「地域支援」 双方を担うことを想定

	地域機能強化型
機能	子ども・子育て支援新制度の円滑な施行を見据えて利用者支援体制の基盤の構築を行うとともに、地域において子の育ち・親の育ちを支援する地域との協力体制の強化を実施
実施主体	市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談・援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
	①~④の事業の実施に加え、子育で家庭が子育で支援の給付・事業の中から適切な選択ができるよう、地域の身近な立場から情報の集約・提供を行う「利用者支援」とともに、 親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働などを行う「地域支援」を実施
1 1 1 1	・利用者支援の実施 ①教育・保育施設や地域の子育て支援のための事業の利用についての情報集約・提供に関する取組 、②教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談に関する取組

①教育・採育施設や地域の子育て支援のための事業の利用についての情報集約・提供に関する収組 ③教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用支援・援助に関する取組 実施形態

<u>・地域支援の実施</u> ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組、 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組、 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

※職員の資質向上のため、専門性強化対策費として研修時の代替職員等を雇用するための経費を補助単価に上乗せ

育児・保育等について相当の知識・経験を有し、地域の子育て事情や社会資源に精通する者(2名以上、ただし利用者支援を実施する場合には3名以上)

従事者

公共施設、保育所などの児童福祉施設等で地域社会に密着した場所で実施

実施場所

開設日数等

週5日、週6~7日/1日5時間以上

地域子育て支援拠点の機能強化

注)利用者支 関係機関とのネット ワークづくりを推進 (関係者会議等) 保育] 認定こども園 利用者支援機能 ○子ども・子育て関連3法の給付・事業の 親子の育ちを支援する世代間交流やボランティア等との支援・協力等 地域子育て支援拠点に、以下の機能を持つ**「地域機能強化型」**を創設(都市部中心に約1,100か所) 〇保育等の利用調整(市町村と連携) 幼稚園 用についての情報集約・提供 〇保育等の利用についての相談 =地域の子育て家庭に対して、子育て支援の情報の集約・提供等 子育て親子 練能強化) (機能強化)プロ相乗効果が更に充実 地域子育乙支援拠点 現在の機能(相談等機能 子育て親子の交流の場の提供 育児に役立つ情報のお知らせ 平 育児の相談・援助、講習等 ○地域の伝統文化や習慣行事にふれる 〇高齢者・地域学生等との世代間交流 地域天耀機能 (多様な人間関係との関わり) ことによる親子の育ちの支援 連携 (無能強化) П ①「利用者支援機能」 ②「地域支援機能」 市町村

放課後児童クラブ

児童館

意に基づく子ど

援は、三党合

も・子育て支援

業として法定化

より、市町村事 法案の修正に

利用者(待機児]

拠点職員

利用資源の案内

利用相談

O地域ボランティア、町内会、子育

トサーケル との 協働

⇒ 専門性強化対策費を支援 ※ 地域機能強化型の施設に従事する職員の資質(地域子育て支援の内容や手法等)の底上げ